

令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新  
に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和4年2月  
原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

# 入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和4年2月22日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付け

されている者であること。なお、令和04・05・06年度の資格を引き続き取得すること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4. 適合証明書の受領期限及び提出場所

#### (1) 受領期限

令和4年3月18日（金） 12：00

#### (2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

#### (3) 提出方法

##### ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

##### イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の受領は受け付けない。

#### (4) その他

審査の結果は令和4年4月8日（金）までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

### 5. 競争執行の日時、場所等

#### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和4年4月13日（水） 11：00～

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

#### (2) 入札書の提出方法

##### ア. 電子調達システムによる入札の場合

5.（1）の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

##### イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を4. (1)の日時まで4. (2)の場所へ持参または郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を5. (1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 6. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

7. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

8. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

9. 契約書作成の要否 要

10. 契約条項 契約書(案)による。

11. 支払の条件 契約書(案)による。

12. 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

13. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介  
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

14. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課  
放射線環境対策室 北澤、長澤

電話：03-5114-2125

FAX：03-5114-2185

メールアドレス：[kitazawa\\_takeo\\_8fi@nra.go.jp](mailto:kitazawa_takeo_8fi@nra.go.jp)

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEP S）

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）

受付時間 平日 9時00分～17時30分

(4) 契約締結日までに令和4年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ  
の契約とする場合がある。

なお、本調達は、令和4年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前  
においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とするこ  
ととする。

(別 紙)

## 原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

### 1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。  
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、

当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和4年4月13日開札[令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

#### 7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

#### 8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

#### 9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

#### 10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入

札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

#### 11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

#### 12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

#### 13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
  - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額



② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

#### 14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

#### 15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

#### 16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

#### 17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

#### 18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

# 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新
2. 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(様式3-①)

## 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
(委任者) 商号又は名称  
代表者役職・氏名

代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地  
(委任者) 商号又は名称  
所属(役職名)  
代理人氏名

復代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(参 考)

### 予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新

仕 様 書

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室



## I. 一般仕様

### 1. 件名

令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新

### 2. 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、福島県内に設置したリアルタイム線量測定システムのうち、老朽化が著しい366台を更新する。

### 3. 調達内容

リアルタイム線量測定システム 366台

### 4. 納入期限

令和5年3月31日

### 5. 納入場所

別紙1に示す場所のうち、原子力規制庁担当者と協議し、決定すること。

\*別紙1以外の福島県内の場所へ納入する可能性あり。

### 6. 貸与

LTE用のSIMカードは、原子力規制庁から支給する。

### 7. 返却

既存のリアルタイム線量測定システムのFOMA用のSIMカードは、機器から取り外し、原子力規制庁へ返却する。

### 8. 実施責任者及び実施体制

実施責任者は、本作業を実施するにあたり十分な実施能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。

実施体制には、必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、原子力規制庁担当者からの連絡等本件に係わる業務が支障なく実施できる体制を整えること。

### 9. 保守体制

リアルタイム線量測定システムは、365日24時間稼働させるため欠測等が生じた場合、原因究明等迅速な対応が求められる。機器を安定稼働させるため、毎年度保守点検・校正等を実施する必要がある、その体制が整っていること。

### 10. 調整

本作業を実施するにあたり、リアルタイム線量測定システムの設置場所の現地調整者（市町村担当者等）、サーバの管理主体者（富士通株式会社）及び通信会社（株式会社NTTドコモ）と調整し、本作業を実施すること。

### 1 1. 既存リアルタイム線量測定システムの撤去

撤去したリアルタイム線量測定システムは、別途原子力規制庁が指定する福島県内の場所へ運び入れること。

### 1 2. 提出書類及び納入品目

#### (1) 提出書類

受注者が原子力規制庁の承認を受けるため、又は原子力規制庁に報告するために提出する書類、提出部数、提出期日は、次のとおりとする。

	提出書類	提出部数	提出期日
1	実施要領書（実施計画、体制図、工程表等を含む）	紙媒体 1 部	契約締結後速やかに 変更がある場合、都度
2	作業報告速報	紙媒体 1 部	毎月又は随時（原子力規制庁 担当者が指示する時又は問題 等が発生した時）
3	部品構成図、システム 系統図	紙媒体 1 部	契約締結後速やかに
4	情報セキュリティに関 する書類	紙媒体 1 部	契約締結後及び本作業完了後 速やかに
5	校正試験成績証明書、 測定器試験報告書、シ ステム試験報告書、設 置工程表	紙媒体 1 部	設置前までに 設置工程表は、設現地調整者 と調整の都度
6	完成図書（機器仕様 書、取扱説明書、設置 場所施工図面、検査・ 試験成績書等）	紙媒体 1 部 電子媒体 1 部	契約終了までに

注) 電子媒体は CD 等に格納し、紙媒体とともに納入すること。

#### (2) 納入品目と納入場所

- ・納入品目：(1) に定める提出書類
- ・納入場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房  
放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室  
東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 7 階

### 1 3. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、かつ、上記提出書類に記載の書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

#### 1 4. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) また、本業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、原子力規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー  
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

#### 1 5. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、原子力規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当者とは日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 常に原子力規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (4) 受注者は、作業を実施することにより取得もしくは知り得た当該作業に関する各種データ、情報及びその他全ての資料を原子力規制庁の外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に提供することはできない。
- (5) 受注者は、上記の各項目に従わないことにより生じた原子力規制庁への損害及びその他の損害については、全ての責任を負うものとする。
- (6) 仕様書内に記載されている連絡・報告対象関係者は、組織改編等があった際、予告なく変更される場合がある。

- (7) 設置場所の現地調整者の同意を得られない、もしくは荒天・積雪等により期間中の作業が出来ない場合は、原子力規制庁と対応について協議の上、決定する。
- (8) 本調達において納品される成果物の著作権は、検取合格が完了した時点で原子力規制庁に移転する。受注者は、成果物の作成にあたり第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

## II. 調達仕様

リアルタイム線量測定システムの基本構成は、以下のとおりとする。なお、JIS Z 4325 又は IEC61017 を満たすために過不足がある場合は、その旨を原子力規制庁担当者に書面にて示し、承認を受けること。不承認の場合は、原子力規制庁担当者の指示する要求を満たすこと。

### 1. 機器構成

リアルタイム線量測定システムの構成は、以下のとおり（別紙2リアルタイム線量測定システムのイメージ参照）。

- ・放射線測定器
- ・送信機、データ処理
- ・電源部（太陽電池モジュール及び二次電池等）
- ・屋外設置ケース

### 2. 使用条件（設置環境）

- ・温度範囲：-10℃～50℃
- ・湿度範囲：100%RH（相対湿度）以下（結露なきこと）
- ・設置面積：機器全体を極力小さくし、2m×2m 以内とすること
- ・耐風速：35m/sec 以上であること

### 3. 機器詳細仕様

#### (1)放射線測定器

- ・検出器：シンチレーション式又は半導体式
- (一)総合性能
- ・検出対象：60keV～1.25MeV の空間  $\gamma$  (X) 線
  - ・指示誤差：±20%（「II. 3. (5) (一)」による）
  - ・温度特性：指示線量率変動±10%以内（+5～+40℃）（<sup>137</sup>Cs 662KeV 基準）  
±15%以内（-10℃～+5℃、+40℃～+50℃）

#### (二)機器仕様

- ・測定範囲：BG～99.9  $\mu$  Sv/h
- ・方向特性：±20%以内（検出器中心に対称性を持つこと）
- ・エネルギー特性：±25%（60keV～1.25MeV <sup>137</sup>Cs 基準）

#### (2)送信機、データ処理

##### (一)送信機の通信仕様

- ・使用回線：送信機の通信回線は NTT ドコモの無線通信(LTE)を利用すること
- ・LTE 端末：端末は、NTT ドコモの無線通信(LTE)に対応した端末であること
- ・使用ネットワーク：回線は、原子力規制庁が指定する閉域ネットワークサービス及び専用線又は、専用網サービスを利用すること  
(別紙3 ネットワーク構成図参照)

- TCP/IP を利用した通信が可能であること
- PPP プロトコルでのダイヤルアップ通信が可能であること
- 送信機に対し、IP アドレスの付与が可能であること
- 送信方法：測定した線量率 10 分間の平均値を 10 分に 1 度（毎正時 0 分、10 分、20 分、30 分、40 分、50 分）、原子力規制庁の指定するサーバに送信すること
- 時刻同期：NTP（Network Time Protocol）サーバもしくは LTE 回線を利用した時刻同期機能により、24 時間に一回以上、データ処理・送信機の時刻の自動同期ができること。
- リトライ機能：通信エラー等により送信できなかった場合は、通信の復帰後、通常の送信に合わせて、送信できなかったデータから直近のデータまでを送信（最大 1000 件分）できること

## (二)データ処理

- データ保持機能：常時、最新 1000 件の計測データを保持すること
- 伝送データの型式：下記の計量マークアップ言語を用いたファイルを、原子力規制庁の指定するデータセンターへアップロードする型式とすること
  - 通信形式：HTTP POST
  - 送信形式：ファイルアップロード
  - データファイル形式：YAML 型式
  - ファイル名：ID+日付（年月日時分）+".yaml"
  - セキュリティ：ベーシック認証
  - ファイルフォーマット（数字は一例）：
 

```
:id: 101231（機器 ID：リアルタイム線量計の 1231 番目）
:data:
  "201109251430" :001.021（ある時刻の線量率 XXX.XXX を記載
    （μSv/h）
  "201109251440" :001.023（リトライの場合は複数行に記載する
    こと）
:coltime:10（収集時間：10（分））
:stat:（ステータス情報）
:errno:00（エラー番号：通常時 00（エラーコードは表 1））
```

表 1（エラーコード）

エラーコード	エラーの状態
00	通常時
01	低電圧異常
02	交流電源使用
03	その他異常

## (3)電源部（太陽電池モジュール及び二次電池等）

電源部の構成は、以下のとおり。

- ・太陽電池モジュール
- ・電光表示器
- ・二次電池
- ・電源コントローラー（回路保護用遮断機を含む）

#### (一)総合性能

- ・電源回路：二次電池は、放射線測定部、伝送部等の負荷に電源が供給できるように回路設計をすること
- ・機器間の接続：放射線測定部等に直接電源を供給するか、二次電池に電流を供給後に、二次電池から各機器に電源を供給すること
- ・測定の影響：電源部による遮断によって、放射線測定器にあたる  $\gamma$  線の減衰率は、5%未満とすること

#### (二)太陽電池モジュール

- ・設置箇所：屋外設置ケースの上部に設置すること
- ・定格出力容量：雨天かつ不日照時でリアルタイム線量測定システムを24時間稼働した後の蓄電池の容量低下分を2時間の日照（秋分を基準とする）で充電可能なものとする
- ・電源の切り換え：機器に直接電源を供給する場合は、太陽電池モジュールからの出力が低下した場合に、二次電池からの電源供給を切り換えること
- ・その他制限事項：
  - ・二次電池の容量が低下し電圧低下が起きた場合は、送信するステータス情報を「低電圧異常」とすること
  - ・鋭利な突起や金具などが極力外部に露出する形状でないこと。外部に金具や突起が露出する場合は、樹脂等で保護する等の安全対策を講じること
  - ・1500mmの積雪によっても破損しない構造とすること

#### (三)電光表示器

- ・表示方法：発光ダイオード（セグメントLEDを含む）を用いることとし、昼間でも視認可能であること
- ・表示範囲：0～9.999  $\mu$  Sv/h、10.00～99.99  $\mu$  Sv/h
- ・設置場所：表示器は、本体に設置すること
- ・設置要件：表示器の中心から3m離れた場所で、高さ1m～2m間、幅2mの位置から表示を視認可能な位置に設置すること
- ・線量表示方法：II.3.(1)(二)機器仕様の測定範囲と同様とすること
- ・表示の大きさ：各ディジットにおける数字の高さは、3inch以上とすること
- ・その他制限事項：
  - ・スイッチ等によって表示のON/OFFの切り換えができるようにすること
  - ・スイッチは、不特定多数の者が勝手に切り換えすることができないよう格納すること

- ・タイマー等により 1 時間単位で表示の ON/OFF の切り替えが可能であること
- ・表示器のデフォルト設定として、7:00～19:00 の間、表示させるよう調整しておくこと

#### (四)二次電池

- ・不日照保証：10 日間（満充電の状態から充電なく 10 日間以上線量計及びデータ処理・送信機等を動作させられるものとする）こと
- ・充放電性能：充放電を繰り返した場合でも、3 年間以上はバッテリーの交換が不要であること。また、残容量 10%の状態から充電器等の接続なく太陽電池のみで 100%まで充電可能なこと
- ・性能：太陽電池システムに適した電池（ディープサイクルバッテリー等）であること

#### (五)電源コントローラー

- ・電源制御機能：太陽電池モジュールと単相交流 100V（直接電源を使用する場合）による電源供給が同時に行われないう制御すること
- ・切り換え機能：単相交流 100V を接続した場合には、自動的に単相交流電源に切り換えを行うとともに、送信するステータス情報を「交流電源使用」とすること
- ・電源変換機能：直接電源を使用する場合は、単相交流 100V 電源から二次電池への充電又は各機器への電源供給を行うため、AC/DC 変換（コンバータ等）を行うこと
- ・過充電防止機能：太陽電池モジュールや単相交流 100V（直接電源を使用する場合）から二次電池に対し充電を行う場合に、二次電池の過充電を防止すること。
- ・過放電防止機能：電池の容量が低下し電圧低下が起きた場合は、送信するステータス情報を「低電圧異常」とするとともに、過放電を防止すること。
- ・警報機能：二次電池の容量低下等により電圧低下が起きた場合は、送信するステータス情報を「低電圧異常」とすること。
- ・回路保護機能：過電流・過電圧・サージ・漏電等の異常から回路を保護するための遮断機を設けるとともに、設置工事の際に接地を行うこと。

#### (4) 屋外設置ケース

- ・形状：
  - ・φ500未満の円筒状で放射線測定器を500mm、1000mmいずれの高さに設置しても、ケースを移動させずに測定器を覆うことができること
  - ・上部を半球形状とするとともに、鋭利な突起や金具などが外部に露出する形状でないこと
  - ・放射線検出器、データ処理、送信機、二次電池、保護装置等、構成



機器を収納可能であること

- ・材質、色：樹脂製とし、白系統色とするとともに、耐候性（耐熱性、耐寒性、耐紫外線性、耐塩害性、耐酸性雨性及び耐風性）と耐衝撃性をもつこと
  - \*設置場所によっては条例等により色の指定があるため、設置場所の現地調整者と十分な確認を行い色の変更を行うこと
- ・識別番号：本体には銘板等により装置固有の番号を記載し、線量計及びデータ処理、送信機のもつ固有番号と比較できるように、識別番号一覧表を作成すること
- ・その他制限事項：
  - ・放射線検出器の検出部を地上から1,000mm又は500mmの任意の高さに設置できる構造であること
  - ・ケースによる遮蔽によるγ線の減衰率は、5%未満とすること
  - ・集中豪雨や台風等の想定される範囲の天災があっても、線量測定及び通信機能を喪失しない程度（IPX4以上）の防水仕様を施すこと
    - \*ただし、ケース以外の各構成機器がIPX4以上の防水性能を有していればこの限りでない
  - ・地面に強固に接続し、通常想定される範囲の地震や台風等の天災及び児童や生徒等が学校活動を行う範囲で想定される衝撃に耐えうる構造とすること
  - ・開口部を設けるなど、放射線測定器、データ処理、送信機、電源部のメンテナンスを容易に行える構造とし、防犯上の観点から施錠できること
  - ・感電や漏電に対する防止策を講じること
  - ・直接電源を使用する場合は、電源コード10m（屋外仕様、十分な電流が確保できる太さ）を有し、屋外設置ケース内に収納できること
  - ・検出器の実効中心をケースの外側にマーキングすること

## (5) 校正方法及び型式試験

### (一)校正方法

- ・校正は、完成品と同様の形態で実施することとし、国家計量標準につながる校正を行い、計量法認定業者の校正証明書、メーカー証明書、又は所有者の自主検査記録等の校正試験成績証明書を作成すること
- ・校正線量は、使用する検出器毎の最高感度デカードを含む複数デカードに対し、50%付近での指示値における指示誤差を求めること

### (二)型式試験

- ・測定器試験：放射線測定器については、「Ⅱ. 3. (1)」の仕様を満たすことを確認できる測定器試験報告書を作成すること
- ・システム試験：システム全体が「Ⅱ. 3. (2)～(4)」の仕様を満たすことを確認できるシステム試験報告書を作成すること

#### 4. 設置確認作業

- ・位置情報：機器設置後、GPS（精度10m）を用いてシステムの設置場所を確認し、装置の設置箇所とGPSの位置情報を写真等で記録するとともに、一覧表として保存、提出すること
- ・動作確認：システム設置後、バックグラウンド状態でシステムが空間線量率を読み取っているかを確認し、別機器（NaIシンチレーション式（エネルギー補償型）のサーベイメータ等）で測定地点の空間線量率を測定、記録すること
- ・伝送確認：機器設置後は、サーバに情報が伝送されているか確認し、適宜調整を行うものとする。
- ・その他事項：
  - ・機器設置前に、設置場所（別紙1）、設置日時等について必ず設置場所の現地調整者と調整すること
  - ・設置工程表を作成すること

## 別紙1 拠点一覧

拠点 ID	都道府県	市町村名	一般公開用拠点名 (完成図書名称)	設置場所住所
102201	福島県	会津若松市	北会津こどもの村 幼保園	福島県会津若松市中新井字山 道4-1
102202	福島県	会津若松市	会津若松市立荒館 幼稚園	会津若松市北会津町下荒井 139
102203	福島県	会津若松市	会津若松市立河東 第三幼稚園	会津若松市河東町大字熊野堂 字高館 175
102204	福島県	会津若松市	年貢町4号緑地	会津若松市西年貢二丁目 296
102206	福島県	会津若松市	若松第二幼稚園	会津若松市日新町 8-26
102207	福島県	会津若松市	若松第三幼稚園	会津若松市湯川町 3-53
102208	福島県	会津若松市	会津若葉幼稚園	会津若松市湯川町 3-74
102209	福島県	会津若松市	菅原若葉幼稚園	会津若松市柳原町 4-6-8
102210	福島県	会津若松市	みなみ若葉幼稚園	会津若松市門田町大字日吉字 小金井 63
102211	福島県	会津若松市	白梅幼稚園	会津若松市一箕町大字亀賀字 北柳原 42-1
102212	福島県	会津若松市	東行仁幼稚園	会津若松市千石町 8-16
102213	福島県	会津若松市	会津慈光幼稚園	会津若松市宝町 2-16
102214	福島県	会津若松市	慈光第二幼稚園	会津若松市東年貢 1-7-64
102216	福島県	会津若松市	東明幼稚園	会津若松市大町 2-1-45
102217	福島県	会津若松市	会津若松市立第一 中学校	会津若松市蚕養町 11-1
102218	福島県	会津若松市	会津若松市立第二 中学校	会津若松市城前 1-7
102219	福島県	会津若松市	会津若松市立第三 中学校	会津若松市湯川町 4-20
102220	福島県	会津若松市	会津若松市立第四 中学校	会津若松市桜町 110
102221	福島県	会津若松市	会津若松市立湊中 学校	会津若松市湊町大字共和字上 馬渡 266-1
102222	福島県	会津若松市	会津若松市立一箕 中学校	会津若松市一箕町大字八幡字 堰下 70
102223	福島県	会津若松市	会津若松市立第五 中学校	会津若松市門田町大字御山字 村下 314
102224	福島県	会津若松市	会津若松市立大戸 中学校	会津若松市大戸町上三寄香塩 211-1

102225	福島県	会津若松市	会津若松市立第六中学校	会津若松市神指町大字黒川字湯川東 296(南相馬市環境放射線センターに保管済:再設置予定のため一時保管)
102226	福島県	会津若松市	会津若松市立北会津中学校	会津若松市北会津町中荒井 2107-1
102227	福島県	会津若松市	会津若松市立河東中学校	会津若松市河東町広田字東 116
102228	福島県	会津若松市	福島県立会津高等学校	会津若松市表町 3-1
102229	福島県	会津若松市	福島県立葵高等学校	会津若松市西栄町 4-61
102230	福島県	会津若松市	福島県立会津学鳳高等学校	会津若松市一箕町大字八幡字八幡 1 番地の 1
102232	福島県	会津若松市	福島県立会津工業高等学校・第二高等学校	会津若松市徒之町 1-37
102233	福島県	会津若松市	福島県立若松商業高等学校	会津若松市米代 1 丁目 3-31
102234	福島県	会津若松市	会津北嶺高等学校	会津若松市相生町 3-2
102235	福島県	会津若松市	仁愛高等学校	会津若松市鶴賀町 1-5
102236	福島県	会津若松市	東山浄水場	会津若松市東山町大字湯本字牧戸 290 番地
102237	福島県	会津若松市	福島県立聾学校会津分校	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 102
102238	福島県	会津若松市	福島県立会津養護学校	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 102
102239	福島県	会津若松市	鶴ヶ城体育館(東側駐車場)	会津若松市城東町 195
102240	福島県	会津若松市	大町白虎公園	福島県会津若松市白虎町 240
102242	福島県	会津若松市	仁愛看護福祉専門学校 介護福祉科	会津若松市河東町広田字塩新 205
102243	福島県	会津若松市	専修学校城南スクール	会津若松市城南町 1-36
102244	福島県	会津若松市	会津若松市荒館保育所	会津若松市北会津町下荒井 137-2
102245	福島県	会津若松市	すくすく園	会津若松市東千石二丁目 4-15
102246	福島県	会津若松市	つるが保育園	会津若松市居合町 8-48
102248	福島県	会津若松市	会津若松市広田保育所	会津若松市河東町広田字横堀 15

102249	福島県	会津若松市	会津若松市川南保育所	会津若松市北会津町小松 900-1
102250	福島県	会津若松市	会津若松市中央保育所	会津若松市花春町 2-1
102251	福島県	会津若松市	会津婦人会保育園	会津若松市山鹿町 4-37
102252	福島県	会津若松市	会津報徳保育園	会津若松市材木町 1-3-15
102253	福島県	会津若松市	若松第一保育園	会津若松市日新町 16-36
102254	福島県	会津若松市	若松第三保育園	会津若松市城前 9-6
102258	福島県	会津若松市	博愛園	会津若松市本町 8-40
102259	福島県	会津若松市	会津若松市広田保育所分園八田保育所	会津若松市河東町八田字八田野 310
102260	福島県	会津若松市	湊しらとり保育園	会津若松市湊町大字共和字西田面 40-1
102261	福島県	西郷村	まきば保育園	西郷村小田倉字小田倉原 1-40
102262	福島県	会津若松市	認定こども園こぼとらんど	会津若松市町北町上荒久田石尻 107-9
102263	福島県	会津若松市	プリスクール水輝	会津若松市一箕町大字鶴賀字堤 2-28
102264	福島県	会津若松市	飯寺 13 号緑地	会津若松市門田町大字飯寺字村西 864-74
102265	福島県	会津若松市	東山温泉観光駐車場	会津若松市東山町大字石山字院内 321
102266	福島県	会津若松市	ムーミンベビー&チャイルドルーム	会津若松市城西町 4 番 50 号
102267	福島県	会津若松市	医療法人 明精会 付属院内託児所	会津若松市北会津町東小松 2335
102268	福島県	会津若松市	若竹ベビーホーム	会津若松市行仁町 12-15
102270	福島県	会津若松市	会津児童園	会津若松市大戸町小谷川端 5 (南相馬市環境放射線センターに保管済:再設置予定のため一時保管)
102271	福島県	会津若松市	黒岩公園	会津若松市天神町 320
102272	福島県	会津若松市	若松乳児院	会津若松市城東町 1-100
102273	福島県	会津若松市	会津児童相談所	会津若松市一箕町大字八幡字門田 1-3
102275	福島県	会津若松市	材木町児童館	会津若松市材木町 2-7-12
102276	福島県	会津若松市	城前児童センター	会津若松市城前 7-20
102278	福島県	会津若松市	会津若松市大木の芝原公園	会津若松市北会津町下荒井 162

102279	福島県	会津若松市	一箕公民館	会津若松市北滝沢二丁目 5-4
102281	福島県	会津若松市	館脇1号緑地	会津若松市館脇町 219-1
102282	福島県	会津若松市	荒館こどもクラブ	会津若松市真宮新町南三丁目 33
102283	福島県	会津若松市	KIDSSCHOOLつ ぼみ	会津若松市西七日町 135
102284	福島県	会津若松市	障がい福祉サービ ス事業所コパン・ク ラージュ	会津若松市一箕町鶴賀字村東 9-1
102285	福島県	会津若松市	特定非営利活動法 人夢あるき	会津若松市町北町大字上荒久 田字鈴木7
102286	福島県	会津若松市	会津通園訓練セン ターたんぼぼ園	会津若松市一箕町大字鶴賀字 下柳原 88-4
102287	福島県	会津若松市	杜のくまさん	会津若松市北会津町中荒井字 稲荷 5-1
102288	福島県	会津若松市	公立大学法人会津 大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字 上居合 90
102289	福島県	会津若松市	会津大学 短期大 学部	会津若松市一箕町大字八幡字 門田 1-1
102290	福島県	会津若松市	県営住宅日吉団地 児童遊園	会津若松市門田町日吉字丑淵 29-1
102291	福島県	会津若松市	会津若松市大田原 保育所	会津若松市河東町大田原字村 中 152
102292	福島県	会津若松市	東公民館	会津若松市慶山一丁目 1-53
102293	福島県	会津若松市	会津若松市中央公 民館神指分館	会津若松市神指町大字高瀬字 大道東 105
102295	福島県	会津若松市	城北コミュニティセ ンター	会津若松市石堂町 10-65
102296	福島県	会津若松市	城西コミュニティセ ンター	会津若松市材木町一丁目 3-38
102297	福島県	会津若松市	鶴城コミュニティセ ンター	会津若松市城東町 1-47
102298	福島県	会津若松市	城南コミュニティセ ンター	会津若松市東年貢一丁目 11-2
102299	福島県	会津若松市	謹教コミュニティセ ンター	会津若松市山鹿町 1-22
102300	福島県	会津若松市	会津若松市子ども の森	会津若松市門田町大字黒岩字 花見ヶ丘 421-1
102301	福島県	会津若松市	駅前公園	会津若松市駅前町 406
102302	福島県	会津若松市	緑町公園	会津若松市緑町 234

102303	福島県	会津若松市	大町中央公園	会津若松市中央二丁目 120
102304	福島県	会津若松市	飯盛山観光案内所	会津若松市一箕町大字八幡字牛ヶ墓 244
102305	福島県	会津若松市	松長 3 号公園	会津若松市一箕町松長六丁目 12-26
102306	福島県	会津若松市	つるかめ公園	会津若松市一箕町鶴賀字上居合
102307	福島県	会津若松市	中央公園	会津若松市真宮新町南四丁目
102308	福島県	会津若松市	高塚公園	会津若松市河東町南高野葉山 2
102309	福島県	会津若松市	赤ベコ公園	会津若松市神指町高久 163-12
102310	福島県	会津若松市	水季の里公園	会津若松市北会津町水季の里 152
102312	福島県	会津若松市	居合緑地	会津若松市堤町 89
102313	福島県	会津若松市	物流 1 号緑地	会津若松市インター西 94
102314	福島県	会津若松市	くつろぎ緑地	会津若松市東山町石山寺院内
102315	福島県	会津若松市	一ノ堰 1 号緑地	会津若松市門田町一ノ堰字村西 595-22
102317	福島県	喜多方市	喜多方市立岩月幼稚園	喜多方市岩月町喜多方字林崎 604-5
102318	福島県	喜多方市	喜多方市立第四こども園	喜多方市関柴町平林字政所 1601-2
102319	福島県	喜多方市	喜多方市立熊倉幼稚園	喜多方市熊倉町熊倉字大竹 1362-2
102320	福島県	喜多方市	喜多方市立豊川幼稚園	喜多方市豊川町一井字間々上 660-1
102321	福島県	喜多方市	旧喜多方市立慶徳幼稚園	喜多方市慶徳町豊岡字今町 360-1
102322	福島県	喜多方市	松山児童クラブ館	喜多方市松山町村松字大坪 1943-1
102323	福島県	喜多方市	喜多方市立第一こども園	喜多方市字沼田 6941-2
102324	福島県	喜多方市	喜多方市立第二こども園	喜多方市字柳原 7507
102325	福島県	喜多方市	喜多方市立すぎっここども園	喜多方市熱塩加納町字根岸 151
102326	福島県	喜多方市	喜多方カトリック千草幼稚園	喜多方市字小田 7534
102327	福島県	喜多方市	喜多方教会附属いずみ幼稚園	喜多方市稲清水 2374-4

102328	福島県	喜多方市	喜多方市立第一中学校	喜多方市字谷地田上 7573
102329	福島県	喜多方市	喜多方市立第二中学校	喜多方市字常磐台 25
102330	福島県	喜多方市	喜多方市立第三中学校	喜多方市字南原 3475
102331	福島県	喜多方市	喜多方市立会北中学校	喜多方市熱塩加納町米岡字下台乙 839
102332	福島県	喜多方市	喜多方市立塩川中学校	喜多方市塩川町字高道 1551
102333	福島県	喜多方市	喜多方市立山都中学校	喜多方市山都町字上の原道西 875
102334	福島県	喜多方市	喜多方市立高郷中学校	喜多方市高郷町上郷字中平 94
102335	福島県	喜多方市	福島県立喜多方東高等学校	喜多方市字江中子 4167
102336	福島県	喜多方市	福島県立喜多方桐桜高等学校	喜多方市豊川町米室字高吉 4344-5
102337	福島県	喜多方市	福島県立喜多方高等学校	喜多方市字桜が丘 1 丁目 129
102338	福島県	喜多方市	福島県立耶麻農業高等学校	喜多方市山都町字上の山平 4299-1
102339	福島県	喜多方市	喜多方准看護高等専修学校	喜多方市桜が丘 1-149-2
102340	福島県	喜多方市	喜多方市立姥堂こども園	喜多方市塩川町新江木字橋本前田 64-1
102342	福島県	喜多方市	喜多方市高郷児童クラブ館	喜多方市高郷町上郷字前林戊 293-3
102343	福島県	喜多方市	喜多方市立駒形こども園	喜多方市塩川町中屋沢字竹の花 1375-1
102344	福島県	喜多方市	喜多方市立山都こども園	喜多方市山都町字広葎田 2415
102345	福島県	喜多方市	喜多方市立高郷こども園	喜多方市高郷町西羽賀字和尚堂 3152
102346	福島県	喜多方市	喜多方市立堂島こども園	喜多方市塩川町四奈川字前田 369-2
102347	福島県	喜多方市	さくらっこ保育園	喜多方市字青葉台 47
102348	福島県	喜多方市	ひめさゆり保育園	喜多方市熱塩加納町山田字堂ノ下堰東甲 1694-1



102349	福島県	喜多方市	喜多方市第一保育所	喜多方市字小田付道上 6998-4
102351	福島県	喜多方市	喜多方市立第三こども園	喜多方市字町西 8961-2
102352	福島県	喜多方市	東町のびやか保育園	喜多方市字石田 4041-2
102353	福島県	喜多方市	道光保育所	喜多方市字諏訪 140
102354	福島県	喜多方市	こすもす保育園	喜多方市塩川町字東栄町 3 丁目 1-7
102355	福島県	喜多方市	ドレミ保育園	喜多方市豊川町米室字二条川原 1862-101
102356	福島県	喜多方市	東町さつき保育所	喜多方市字長面 3069-1
102357	福島県	喜多方市	医療法人 昨雲会 たんぽぽ保育園	喜多方市松山町鳥見山字上堰下 4783
102358	福島県	喜多方市	喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷町西羽賀字十二林 2820
102359	福島県	喜多方市	桜ヶ丘育児園	喜多方市字西四ッ谷 313
102360	福島県	喜多方市	どんぐりの森	喜多方市豊川町高堂太字免田 977-7
102362	福島県	喜多方市	喜多方市慶徳児童館	喜多方市慶徳町豊岡字本町 2790-2
102363	福島県	喜多方市	塩川児童クラブ	喜多方市塩川町字岡ノ前 216-1
102364	福島県	喜多方市	堂島地区公民館	喜多方市塩川町四奈川字前田丙 574
102365	福島県	喜多方市	杜のくまさんinしおかわ	喜多方市塩川町諏訪町一丁目 127
102366	福島県	喜多方市	松山公民館	喜多方市松山町村松字桜清水 1974
102367	福島県	喜多方市	林業総合センター（上三宮遊樹館）	喜多方市上三宮町上三宮字下松原 255-16
102368	福島県	喜多方市	コミュニティセンター（岩月交遊館）	喜多方市岩月町宮津字東原 4843-1
102369	福島県	喜多方市	関柴公民館	喜多方市関柴町平林字政所 1601-2
102370	福島県	喜多方市	熊倉公民館	喜多方市熊倉町熊倉字壇ノ前 1511
102371	福島県	喜多方市	豊川公民館	喜多方市豊川町一井字間々ノ上 676-5
102372	福島県	喜多方市	熱塩加納公民館	喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000

102373	福島県	喜多方市	姥堂地区公民館	喜多方市塩川町新江木字橋本前田 6-1
102374	福島県	喜多方市	駒形地区公民館	喜多方市塩川町中屋沢字竹の花 1372-1
102375	福島県	喜多方市	山都公民館	喜多方市山都町字葎田 960
102376	福島県	喜多方市	高郷公民館	喜多方市高郷町上郷字天神後戊 417
102377	福島県	喜多方市	勤労青少年ホーム	喜多方市字舞台田 3119-1
102378	福島県	喜多方市	ふれあいパーク喜多の郷	喜多方市松山町鳥見山字三町歩 5598-1
102379	福島県	喜多方市	喜多方市役所	喜多方市字御清水東 7244-2
102380	福島県	喜多方市	厚生会館	喜多方市字水上 6846
102381	福島県	鏡石町	鏡石栄光幼稚園	鏡石町鏡田字前山 72
102382	福島県	鏡石町	岡ノ内幼稚園	鏡石町岡の内 14-8
102383	福島県	鏡石町	鏡石町立鏡石幼稚園	鏡石町大字笠石字中町 271-4
102384	福島県	鏡石町	鏡石町立鏡石中学校	鏡石町旭町 158
102385	福島県	鏡石町	福島県立岩瀬農業高等学校	鏡石町桜町 207
102386	福島県	鏡石町	鏡石保育所	鏡石町本町 43-6
102387	福島県	鏡石町	鏡石児童館	鏡石町本町 207-5
102388	福島県	鏡石町	鏡石町保健センター	鏡石町中央 73
102389	福島県	鏡石町	特別養護老人ホーム「鏡石ホーム」	鏡石町鏡田かげ沼町 139-1
102390	福島県	鏡石町	成田保健センター	鏡石町成田 343
102391	福島県	鏡石町	ふれあいの森公園	鏡石町小栗山 71
102392	福島県	鏡石町	高久田多目的集会所	鏡石町高久田 107
102393	福島県	鏡石町	久来石転作定着化総合研修施設	鏡石町久来石 281-10
102394	福島県	下郷町	下郷町立下郷中学校	下郷町大字中妻字大百川 5
102395	福島県	下郷町	しもごう保育所	下郷町大字豊成字林中 6110-3
102396	福島県	下郷町	湯野上保育所	下郷町大字湯野上字杉ノ内乙 502-1
102397	福島県	北塩原村	裏磐梯サイトステーション	北塩原村大字桧原字小野川原 1092-65

102398	福島県	下郷町	養鱒公園いこいの広場	下郷町大字落合字左走 1808-1
102399	福島県	下郷町	下郷町民体育館	下郷町大字高隋字人数平乙 1122
102402	福島県	只見町	只見町立只見中学校	只見町大字黒谷字上野 300
102403	福島県	只見町	福島県立只見高等学校	只見町大字只見字根岸 2358
102407	福島県	只見町	只見町役場	只見町大字只見字雨堤 1039(南相馬市環境放射線センターに保管済:再設置予定のため一時保管)
102408	福島県	南会津町	南会津町立館岩幼稚園	南会津町館岩松戸原 55
102409	福島県	南会津町	田島カトリック暁の星幼稚園	南会津町田島字根小屋甲 4242
102410	福島県	南会津町	南会津町町立田島中学校	南会津町田島後原甲 3437
102412	福島県	南会津町	南会津町立荒海中学校	南会津町田島系沢字馬場原 446-15
102413	福島県	南会津町	南会津町立館岩中学校	南会津町館岩水石 19
102414	福島県	南会津町	南会津町立伊南小学校	南会津町古町字石原 525
102415	福島県	南会津町	南会津町立南会津中学校	南会津町鴉巣字平林 573
102416	福島県	南会津町	福島県立田島高等学校	南会津町田島字田部原 260
102417	福島県	南会津町	福島県立南会津高等学校	南会津町界字向川原 2000
102418	福島県	南会津町	びわのかけ保育所	南会津町永田字枇杷影 1-1
102421	福島県	南会津町	田島保育園	南会津町田島字向川原甲 1210-114
102422	福島県	南会津町	田部原保育所	南会津町田島字田部原 90
102423	福島県	古殿町	天吾ごみステーション	石川郡古殿町大字大久田字花房 35-2
102424	福島県	南会津町	南郷保育所	南会津町片貝字中田 98
102429	福島県	南会津町	あたごっ子クラブ	南会津町田島寺前甲 3055
102430	福島県	南会津町	ひのきやまびこクラブ	南会津町福米沢字宮ノ前 1381

102431	福島県	南会津町	南会津町役場	南会津町田島後原甲 3531-1
102433	福島県	南会津町	南会津町舘岩 水引	南会津町水引 207
102434	福島県	南会津町	南会津町舘岩 川衣交流センター	南会津町宮里字川衣 2391
102435	福島県	南会津町	南郷交流促進センター・物産館	南会津町山口字橋尻 1
102436	福島県	南会津町	さゆり会館	南会津町界字上ノ山 4308-27
102437	福島県	南会津町	内川生活改善センター	南会津町内川字上ノ原 3
102438	福島県	南会津町	田島浄水場	南会津町高野字白藤 2616
102439	福島県	南会津町	静川生活改善センター	南会津町静川字能沢向乙 1037
102440	福島県	南会津町	南会津町舘岩 たのせ	南会津町たのせ 56-3
102441	福島県	南会津町	糸沢林業研修センター	南会津町糸沢字居平 1954-2
102442	福島県	南会津町	会津高原憩いの家	南会津町滝原字夏井 1086-1
102443	福島県	北塩原村	北塩原村立裏磐梯幼稚園	北塩原村大字桧原字剣ヶ峯 1093-732
102444	福島県	北塩原村	北塩原村立さくら幼稚園	北塩原村大字北山字北畑 4293
102445	福島県	猪苗代町	高森地区集会所	猪苗代町大字若宮字高森甲 2851-1
102446	福島県	北塩原村	北塩原村立第一中学校	北塩原村大字北山字上ノ台 2850
102447	福島県	北塩原村	芙蓉保育園	北塩原村大字北山字地蔵堂 3807
102448	福島県	北塩原村	北塩原村活性化センター	北塩原村大字大塩字上六部屋敷 2160
102449	福島県	猪苗代町	川上集会所	猪苗代町字山神原 7082-2
102450	福島県	猪苗代町	国立磐梯青少年交流の家	猪苗代町字五輪原 7136-1
102451	福島県	西会津町	西会津町立西会津中学校	西会津町尾野本字新森野 87
102452	福島県	西会津町	福島県立西会津高等学校	西会津町野沢字上條道東甲 256
102454	福島県	西会津町	尾野本保育所	西会津町尾野本字樋ノ口原乙 1523

102456	福島県	西会津町	芝草保育所	西会津町野沢字北松原甲 1031-3
102457	福島県	西会津町	高目集会所	西会津町新郷大字富士字二本木 1570
102458	福島県	西会津町	宝川ゲートボール場	西会津町宝坂大字宝坂字宝川乙 1299
102459	福島県	西会津町	大久保町営駐車場	西会津町野沢字宮ノ前甲 1054-1
102460	福島県	西会津町	青坂集会所	西会津町睦合字宮ノ下乙 56-1
102461	福島県	磐梯町	磐梯町立磐梯幼稚園	磐梯町大字磐梯字小原 1872
102462	福島県	磐梯町	磐梯町立磐梯中学校	磐梯町大字磐梯字仁渡 914
102463	福島県	磐梯町	磐梯町保育所	磐梯町大字磐梯字漆方 1060-1
102464	福島県	磐梯町	磐梯町児童館	磐梯町大字磐梯字道割堂 260
102465	福島県	磐梯町	磐梯町磐梯七ツ森センター	磐梯町大字磐梯字七ツ森 7066-5
102468	福島県	猪苗代町	こどものひろば プリモ	猪苗代町大字千代田字前田甲 311-1
102470	福島県	猪苗代町	猪苗代町立猪苗代中学校	猪苗代町大字千代田字中島 5-1
102471	福島県	猪苗代町	猪苗代町立東中学校	猪苗代町大字川桁字上川原 2262-75
102472	福島県	猪苗代町	猪苗代町立吾妻中学校	猪苗代町大字蚕養字下平乙 613-53
102473	福島県	猪苗代町	福島県立猪苗代高等学校	猪苗代町窪南 3664
102474	福島県	猪苗代町	福島県立猪苗代養護学校	猪苗代町大字長田字並柳西 3966-2
102475	福島県	猪苗代町	さくらこども園	猪苗代町大字川桁字寺道北 60
102476	福島県	猪苗代町	中の沢保育所	猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲 2855-171
102477	福島県	猪苗代町	ひまわりこども園	猪苗代町大字磐里字大五百苺 254-1
102478	福島県	猪苗代町	フォーチュン キディ ガーデン	猪苗代町大字千代田油地62-10
102479	福島県	北塩原村	北塩原村立裏磐梯中学校	北塩原村大字桧原字剣ヶ峯 1093
102480	福島県	猪苗代町	猪苗代町児童館	猪苗代町字五百苺 132-2

102481	福島県	猪苗代町	ぼんだい荘わかば	猪苗代町大字長田字西五十滝 3967-1
102482	福島県	猪苗代町	運動公園(水防センター)	猪苗代町字下園
102483	福島県	猪苗代町	緑の村	猪苗代町大字長田字東中丸
102484	福島県	猪苗代町	中央緑地	猪苗代町大字磐里字六角 86-1
102485	福島県	猪苗代町	扇田公園	猪苗代町大字千代田字扇田 2-1
102486	福島県	猪苗代町	東部地区ふれあいセンター	猪苗代町大字川桁字上川原 2262-78
102487	福島県	猪苗代町	小田農村公園	猪苗代町大字蚕養字上村南乙 2236-2
102488	福島県	猪苗代町	山潟農村公園	猪苗代町大字山潟字古屋敷 2312-1
102489	福島県	北塩原村	桧原出張所	北塩原村大字桧原字道前原
102490	福島県	会津坂下町	民間保育施設「もみの木」	会津坂下町字福原前 4129-1
102492	福島県	会津坂下町	会津坂下町立広瀬幼稚園	会津坂下町大字青木字宮田 205
102493	福島県	会津坂下町	会津坂下町立坂下東小学校	会津坂下町字上口 705
102494	福島県	会津坂下町	会津坂下町立坂下中学校	会津坂下町字惣六 83
102495	福島県	会津坂下町	福島県立坂下高等学校	会津坂下町大字白狐字古川甲 1090
102496	福島県	会津坂下町	福島県立会津農林高等学校	会津坂下町字曲田 1391
102497	福島県	会津坂下町	ばんげ保育所	会津坂下町字松ノ目 1596
102498	福島県	会津坂下町	えくぼ遊育園	会津坂下町大字宮古字中西 29
102499	福島県	会津坂下町	かわらご園	会津坂下町字館ノ下 87
102500	福島県	会津坂下町	勝方多目的集会所	会津坂下町大字勝大字台畑 2095
102501	福島県	会津坂下町	里山のアトリエ坂本分校	会津坂下町大字坂本字宮ノ前 940-2
102502	福島県	会津坂下町	長井会館	会津坂下町大字長井字宮田 1894-1
102503	福島県	会津坂下町	矢ノ目農村公園	会津坂下町大字五ノ併字屋敷戊 1
102504	福島県	会津坂下町	青津会館	会津坂下町大字青津字本丁 73- 1

102505	福島県	湯川村	湯川村立ゆがわ幼稚園	湯川村大字清水田字長瀬 26
102506	福島県	湯川村	湯川村立湯川中学校	湯川村大字笈川字殿田 37
102507	福島県	湯川村	湯川村保育所	湯川村大字笈川字殿田 10
102508	福島県	湯川村	湯川村野球場	湯川村大字三川字的場 50
102510	福島県	柳津町	柳津保育所	柳津町大字柳津字薬師堂上乙 1885
102511	福島県	柳津町	藤農村公園	柳津町大字藤字上松ヶ崎 2087
102512	福島県	柳津町	麻生公園	柳津町大字飯谷字居平乙 1091- 2
102513	福島県	柳津町	大成沢公民館	柳津町大字大成沢字前田 379-1
102514	福島県	三島町	三島町立三島中学校	三島町大字宮下字上ノ原 2099
102515	福島県	三島町	三島保育所	三島町大字宮下字館 479
102516	福島県	三島町	三島町営グラウンド	三島町大字大登字寺沢 976
102517	福島県	金山町	金山町立金山中学校	金山町大字川口字谷地 400
102518	福島県	金山町	福島県立川口高等学校	金山町大字川口字蛇沢 2434-2
102519	福島県	金山町	横田保育所	金山町大字横田字古町 691
102520	福島県	金山町	川口保育所	金山町大字川口字金洗道上 1546-1
102521	福島県	金山町	芸能伝承館	金山町大字山入字鮭立居平 2771
102522	福島県	金山町	沼沢集会所	金山町大字沼沢字上田表 962-1
102523	福島県	金山町	沼沢公民館	金山町大字水沼字後山 842
102527	福島県	会津美里町	会津美里町立新鶴幼稚園	会津美里町米田字堂ノ後甲 150 番地 1
102528	福島県	会津美里町	会津美里町立本郷幼稚園	会津美里町字北川原 15 の 2
102529	福島県	会津美里町	ひかり幼稚園	会津美里町字新布才地 2
102530	福島県	会津美里町	会津美里町立高田中学校	会津美里町字布才地 570
102531	福島県	会津美里町	会津美里町立本郷中学校	会津美里町字川原町 1933
102532	福島県	会津美里町	会津美里町立新鶴中学校	会津美里町鶴野辺字北三百苅 830

102533	福島県	会津美里町	福島県立大沼高等学校	会津美里町字法懂寺北甲 3473
102534	福島県	会津美里町	子育て支援センター	会津美里町字東川原 3281
102537	福島県	会津美里町	旧赤沢小学校グラウンド	会津美里町字八木沢字伴右工門前 3503 番地
102538	福島県	会津美里町	ふれあいの森公園	会津美里町鶴野辺字下長尾 2398
102539	福島県	会津美里町	せせらぎ緑地	会津美里町字堰向甲 4033-2
102540	福島県	会津美里町	池ノ端農村公園	会津美里町旭館端字池ノ端 45
102541	福島県	会津美里町	出戸田沢農村公園	会津美里町沼田字出戸田沢 75 番地
102542	福島県	西郷村	西郷村立西郷幼稚園	西郷村大字米字館岡 1
102543	福島県	西郷村	学校法人西郷幼稚園	西郷村大字小田倉字中島 233
102544	福島県	西郷村	西郷村立西郷第一中学校	西郷村大字熊倉字火打山 5
102545	福島県	西郷村	西郷村立西郷第二中学校	西郷村大字小田倉字上野原 459-1
102546	福島県	西郷村	西郷村立川谷中学校	西郷村大字真船字蒲日向 269
102547	福島県	西郷村	福島県立西郷養護学校	西郷村大字真船字芝原 151-1
102548	福島県	西郷村	みずほ保育園	西郷村大字米字向山 18
102549	福島県	西郷村	つどいの広場	西郷村大字熊倉字折口原 96-1
102550	福島県	西郷村	白河めぐみ学園	西郷村大字小田倉字上上野原 158-1
102551	福島県	飯舘村	大倉字小滝地内	相馬郡飯舘村大倉字小滝65
102552	福島県	西郷村	真名子消防屯所前	西郷村大字羽太字上前田 28
102553	福島県	西郷村	馬場坂集会所前	西郷村大字小田倉字馬場坂 111-6
102554	福島県	西郷村	羽太グリーンタウンコミュニティセンター前	西郷村大字羽太字清水窪 1-177
102556	福島県	西郷村	梶山工業用水水源地	西郷村大字小田倉字後原 335-2
102557	福島県	西郷村	鶴生地区公民館前	西郷村大字鶴生字内川岸 44
102559	福島県	西郷村	赤坂稗返消防詰所	西郷村大字小田倉字稗返 524-1



102560	福島県	西郷村	伯母沢コミュニティセンター	西郷村大字小田倉字馬場坂 324-2
102561	福島県	西郷村	由井ヶ原地区公民館前	西郷村大字鶴生字 365-1
102562	福島県	西郷村	キョロロン村芝生	西郷村大字真船国有林 1022 林班
102563	福島県	西郷村	ループ公園広場	西郷村字石塚北 101-1
102564	福島県	棚倉町	棚倉町立棚倉幼稚園	棚倉町大字棚倉字宮下 36
102565	福島県	棚倉町	棚倉町立近津幼稚園	棚倉町大字下山本字久保田 11-1
102566	福島県	棚倉町	棚倉町立社川幼稚園	棚倉町大字逆川字山梨子山 7-6
102567	福島県	棚倉町	棚倉町立棚倉中学校	棚倉町大字棚倉字城跡 88-5
102568	福島県	棚倉町	福島県立修明高等学校	棚倉町大字棚倉字東中居 63
102570	福島県	棚倉町	児童通所支援 ゆずりは	棚倉町棚倉字水白田 92
102571	福島県	棚倉町	瀬ヶ野多目的集会施設	棚倉町大字瀬ヶ野字仲ノ町 81-3
102572	福島県	棚倉町	堀川愛生園	棚倉町大字棚倉字丸内 94
102573	福島県	棚倉町	堀川愛生園高野ホーム	棚倉町大字富岡字寺ノ前 172-2
102574	福島県	棚倉町	棚倉児童クラブ	棚倉町棚倉字城跡 34-1
102575	福島県	棚倉町	赤館公園	棚倉町大字棚倉字風呂ヶ沢 48-1
102576	福島県	棚倉町	新町児童公園	棚倉町大字棚倉字水白田 77
102577	福島県	棚倉町	わんぱく広場	棚倉町大字関口字一本松 43-1
102578	福島県	棚倉町	堤集会所	棚倉町大字堤字羽黒西 13-2
102579	福島県	棚倉町	小爪・祝部内多目的集会施設	棚倉町大字祝部内字清水内 151-1
102580	福島県	棚倉町	漆草区公園	棚倉町大字漆草字仲折戸 245-2
102581	福島県	棚倉町	下流多目的集会施設	棚倉町大字流字豊東 100
102582	福島県	棚倉町	八槻第5多目的集会施設	棚倉町大字八槻字柳原 293-1
102583	福島県	棚倉町	岡田生活改善センター	棚倉町大字岡田字下平 61
102584	福島県	棚倉町	玉野農村公園	棚倉町大字玉野字天屋敷 128

102585	福島県	棚倉町	棚倉町総合体育館	棚倉町大字関口字一本松 24-1
102586	福島県	矢祭町	やまつり子ども園	矢祭町大字東館字柳町 8
102588	福島県	矢祭町	矢祭町立矢祭中学校	矢祭町大字東館字大寄 40
102589	福島県	矢祭町	茗荷多目的集会所	矢祭町大字茗荷字茗荷 3 番地 1
102590	福島県	矢祭町	柵・舟見集会施設	矢祭町大字中石井字柵 232-1
102591	福島県	矢祭町	矢祭町体育センター	矢祭町大字金沢字蕨平 4-7
102592	福島県	矢祭町	ニュータウン中山地区多目的集会施設	矢祭町大字小田川字中山 27-1
102593	福島県	矢祭町	矢祭町保健福祉館	矢祭町大字内川字森下 16
102594	福島県	矢祭町	大拱地区多目的集会施設	矢祭町大字大拱字町 57-5
102595	福島県	矢祭町	追分地区多目的集会所	矢祭町大字上関河内字馬渡戸 41-7
102596	福島県	塙町	塙町立笹原幼稚園	塙町大字川上字馬場 57
102597	福島県	塙町	塙町立常豊幼稚園	塙町大字常世北野字八幡 120
102598	福島県	塙町	塙町立塙幼稚園	塙町大字台宿字下川原 49
102599	福島県	塙町	塙町立塙中学校	塙町大字竹之内字草田 3
102600	福島県	塙町	福島県立塙工業高等学校	塙町大字台宿字北原 121
102603	福島県	塙町	塙児童クラブ	塙町台宿字北原 68
102604	福島県	塙町	南原集会場	塙町大字台宿字南原 78-13
102605	福島県	塙町	田代分館	塙町大字田代字急度内 68
102606	福島県	塙町	北野神社敷 火の見やぐら前	塙町大字台宿字中稲沢 83-1
102607	福島県	塙町	大蕨分館	塙町大字大蕨字坂本 6
102608	福島県	塙町	東河内分館	塙町大字東河内字矢倉 3
102609	福島県	塙町	伊香分館	塙町大字伊香字下町 2-2
102610	福島県	塙町	真名畑分館	塙町大字真名畑字宮田 50
102611	福島県	塙町	上石井分館	塙町大字上石井字仲堀 220
102612	福島県	塙町	木野反分館	塙町大字木野反字才我地 45-6
102613	福島県	塙町	西河内分館	塙町大字西河内字吉ノ目 127
102614	福島県	塙町	中塚コミュニティ消防センター(集会所)	塙町大字中塚字中館 81-1
102615	福島県	塙町	高城地区公民館	塙町大字植田字坂ノ下 55-1
102616	福島県	鮫川村	鮫川村立鮫川幼稚園	鮫川村大字赤坂西野字酒垂 3 番地 3

102617	福島県	鮫川村	鮫川村立鮫川中学校	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 130-4
102618	福島県	鮫川村	福島県立修明高等学校鮫川校	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 83
102619	福島県	鮫川村	戸草多目的集会施設	鮫川村大字赤坂東野字戸草 97
102620	福島県	鮫川村	遠ヶ竜ふれあい公園	鮫川村大字赤坂東野字遠ヶ竜 43 番地
102621	福島県	鮫川村	朝日山登山道入口	鮫川村大字渡瀬字青生野 51
102622	福島県	鮫川村	富田村民体育館	鮫川村大字富田字彦次郎 213 番地
102623	福島県	鮫川村	戸倉地区簡易排水処理場	鮫川村大字西山字戸倉 392-2
102624	福島県	鮫川村	墓地石山農村公園	鮫川村大字西山字余所内 281
102625	福島県	石川町	石川文化幼稚園	石川町当町 67-2
102626	福島県	石川町	石川町立石川中学校	石川町大字双里字川向 165
102628	福島県	石川町	福島県立石川高等学校	石川町高田 200-1
102629	福島県	石川町	石川義塾中学校、 学校法人石川高等学校	石川町字大室 502
102630	福島県	石川町	福島県立石川養護 学校	石川町字猫啼 360-3
102631	福島県	石川町	第一保育所	石川町字古館 143-1
102632	福島県	石川町	第二保育所	石川町字松木下 62-1
102633	福島県	石川町	野木沢保育所	石川町大字曲木字燈籠場 7
102634	福島県	石川町	介護老人保健施設 オルキス 託児所	石川町大字沢井字西ノ作 89-40
102635	福島県	石川町	総合運動公園	石川町字当町 296-23
102636	福島県	石川町	沢田児童館	石川町大字沢井字大池下 77-1
102637	福島県	石川町	桜が丘学園	石川町猫啼 359-1
102638	福島県	石川町	共生園脇グラウンド	石川町大字塩沢字割田作 34- 123
102639	福島県	石川町	母畑レークサイドセ ンター	石川町大字母畑字梅木入 71-8
102640	福島県	石川町	中谷自治センター	石川町大字双里字神主 34
102641	福島県	石川町	ニホンブナ	石川町大字中田字十文字 540-1
102642	福島県	石川町	東光寺広場前	石川町大字赤羽字風呂沢 16-2
102643	福島県	石川町	北山形集会所	石川町大字北山形字脇内 14-1

102644	福島県	石川町	坂路公会堂	石川町大字坂路字馬場宿 115-2
102645	福島県	石川町	外楨保育所跡地	石川町字梁瀬 481
102646	福島県	玉川村	須釜放課後児童クラブ	玉川村大字南須釜字西ケ作 116-2
102647	福島県	玉川村	玉川村立いずみ幼稚園	玉川村大字小高字中村前 50-1
102648	福島県	玉川村	玉川村立泉中学校	玉川村大字中字前作田 71
102649	福島県	玉川村	玉川村立須釜中学校	玉川村大字南須釜字奥平 108
102650	福島県	玉川村	認定こども園「たまかわクックの森」	玉川村大字川辺字金波 59-2
102651	福島県	玉川村	道の駅たまかわ（こぶしの里センター）	玉川村大字岩法寺字宮ノ前 140-2
102652	福島県	玉川村	山小屋聖人堂	玉川村大字山小屋字的場
102653	福島県	玉川村	南宿集会所	玉川村大字南須釜字南宿
102655	福島県	平田村	旧平田村立蓬田こども園	平田村大字上蓬田字上宿 33
102657	福島県	平田村	旧平田村立蓬田中学校	平田村大字上蓬田字切山 1
102658	福島県	平田村	旧平田村立小平中学校	平田村大字北方字後川 88
102660	福島県	平田村	ひらた中央病院託児所	平田村上蓬田字清水内 4
102661	福島県	平田村	旧永山産業(株)平田中央工場託児所	平田村上蓬田大石 23
102662	福島県	平田村	乙空釜集会所	平田村大字下蓬田字乙空釜 585-7
102663	福島県	平田村	九生滝消防屯所	平田村大字九生滝字平堂内 111-1
102664	福島県	平田村	東山集会所	平田村大字東山字和久前 120
102665	福島県	平田村	西山一消防屯所	平田村大字西山字水尾 101
102666	福島県	平田村	上北方集会所	平田村大字北方字左鍬内 144
102668	福島県	浅川町	浅川町立浅川中学校	浅川町大字浅川字大明塚 120
102671	福島県	浅川町	小貫生活改善センター	浅川町大字小貫字社田 28-2
102673	福島県	浅川町	中里コミュニティ消防センター	浅川町大字中根字中根 102-1

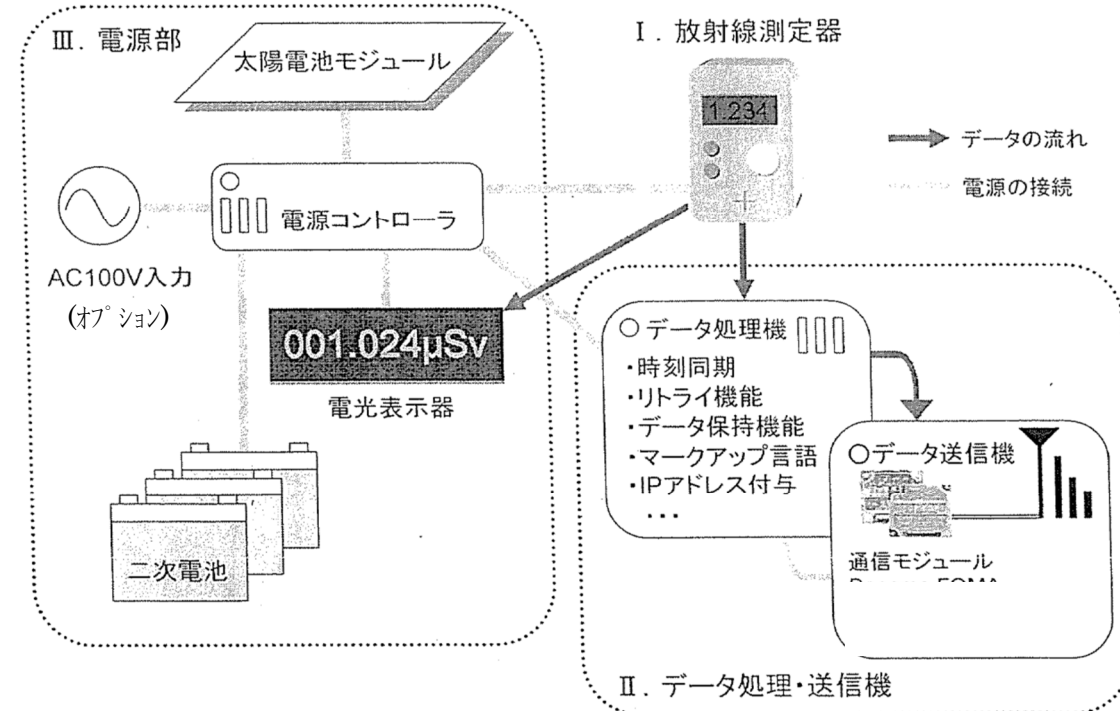
102674	福島県	浅川町	浅川町地域福祉センター	浅川町大字袖山字森下 288
102675	福島県	古殿町	ふるどのこども園	古殿町大字松川字横川 183
102676	福島県	古殿町	古殿町立古殿中学校	古殿町大字松川字横川 462
102678	福島県	古殿町	旧論田小学校	古殿町大字論田字早稲田 45
102679	福島県	古殿町	上山上婦人・若者等活動促進施設	古殿町大字山上字竹貫田 200
102680	福島県	古殿町	若神子団地敷地内	古殿町大字鎌田字若神子 45
102681	福島県	古殿町	旧大久田小学校	古殿町大久田字石神 44-1
102682	福島県	古殿町	大竹バス停付近ごみステーション脇	古殿町大字山上字小川内 53-6
102684	福島県	古殿町	薄木集会センター	古殿町大字松川字薄木 54-8
102685	福島県	古殿町	鎌田農村推進センター	古殿町鎌田字長光地 33
102687	福島県	小野町	小野町立小野中学校	小野町大字谷津作字和久 59
102688	福島県	小野町	福島県立小野高等学校	小野町大字小野新町字宿ノ後 63
102689	福島県	小野町	中央さくら保育園	小野町大字小野新町字万景上 8
102690	福島県	小野町	夏井おおすぎ保育園	小野町大字夏井字町屋 43-5
102691	福島県	小野町	飯豊ひまわり保育園	小野町大字飯豊字寺ノ下 51
102692	福島県	小野町	あおぞら保育園	小野町大字谷津作字和久 37-16
102693	福島県	小野町	浮金つつじ児童園	小野町大字浮金字須和間 180
102694	福島県	小野町	緑とふれあいの森公園	小野町大字小戸神字宮ノ前 397-2
102695	福島県	小野町	こまち交流館	小野町大字小野新町字横町
102696	福島県	小野町	中央児童公園	小野町大字小野新町字荒町
102697	福島県	小野町	小野町多目的研修集会施設	小野町大字小野新町字中通 2

南相馬市環境放射線センター：福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-169

## 別紙2 リアルタイム線量測定システムのイメージ

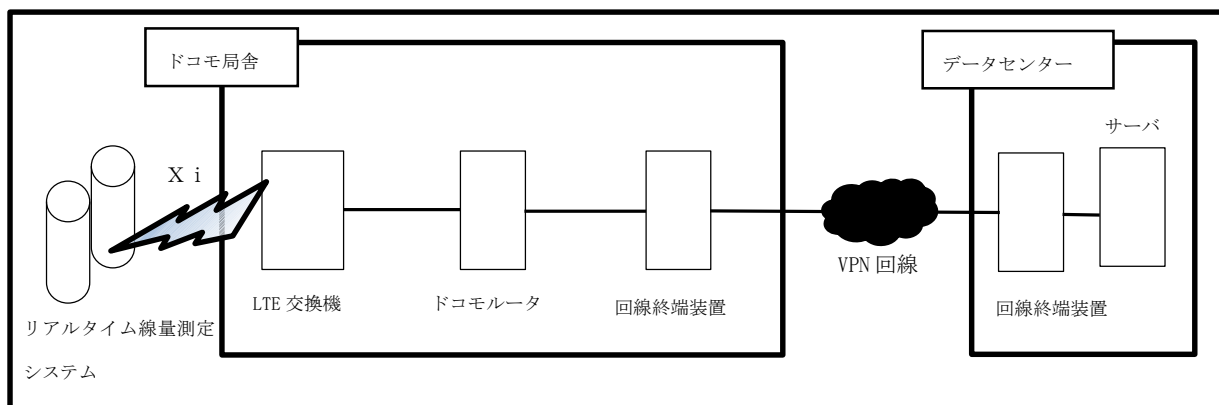


### ○屋外設置ケース内の構成（一例）



### 別紙3 ネットワーク構成図

概略構成図



受注者は、リアルタイム線量測定システムのデータをサーバへデータ送信を行う。

## 入札適合条件

令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。なお、令和04・05・06年度の資格を引き続き取得すること。
- (2) 本調達を担当する組織（会社全体または所属部門）が、組織の品質管理体制の規格である「ISO9001」、組織としての能力成熟度のモデルである「CMMI レベル3 以上」のうち、いずれかの認証を受けていること。
- (3) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (4) 仕様書にある主な項目について、仕様を満たすことを証明すること。
  - \*カタログ又はメーカー説明書、図面等を添付すること。
  - \*同等品又はそれ以上のものを提示する場合には、その機能等を証明する資料を添付すること。
- (5) 仕様書 I. 9. 保守体制が整っていることを証明すること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（5）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和4年3月11日（金）12時までに電子メール又は文書（FAXも可）で、下記の原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課  
放射線環境対策室

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル7階

担当：北澤 ([kitazawa\\_takeo\\_8fi@nra.go.jp](mailto:kitazawa_takeo_8fi@nra.go.jp))、長澤

TEL：03-5114-2125

FAX：03-5114-2185





(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

## 適合証明書

件名：令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
<p>(1) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。なお、令和04・05・06年度の資格を引き続き取得すること。</p> <p>(2) 本調達を担当する組織（会社全体または所属部門）が、組織の品質管理体制の規格である「IS09001」、組織としての能力成熟度のモデルである「CMMI レベル3 以上」のうち、いずれかの認証を受けていること。</p> <p>(3) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。</p> <p>(4) 仕様書にある主な項目について、仕様を満たすことを証明すること。            ＊カタログ又はメーカー説明書、図面等を添付すること。            ＊同等品又はそれ以上のものを提示する場合には、その機能等を証明する資料を添付すること。</p> <p>(5) 仕様書 I. 9. 保守体制が整っていることを証明すること。</p>		

適合証明書に対する照会先

所在地：（郵便番号も記載のこと）

商号又は名称及び所属：

担当者名：

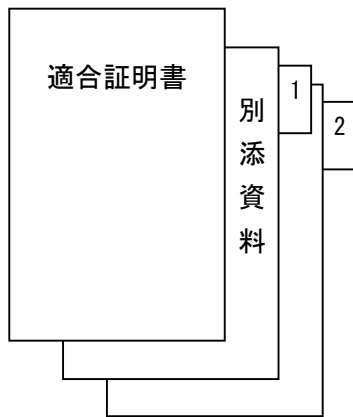
電話番号：

FAX 番号：

E-Mail：

## 記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。  
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

## (案)

### 契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）とは、「令和4年度 リアルタイム線量測定システムの更新」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

#### (契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

#### (契約金額)

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

#### (契約期間)

第3条 契約締結日から令和5年3月31日までとする。

#### (契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
  - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
  - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の解除等）

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

（契約不適合責任）

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。



- (1) 甲は、承諾の時に於いて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
  - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
  - 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
    - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
    - (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

## 特記事項

### 【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直

ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

